平成２２年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿児島市吉野町5602番地４
債務者　内田　奈々
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５号
沖縄県石垣市字真栄里16番地の２
債務者　与那原夕賀里（旧姓太）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第６号
沖縄県石垣市字石垣524番地の26
債務者　嘉手川政明
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３５号
宮城県白石市鷹巣東４丁目３番５－５号北－５号
債務者　大沼　勝人
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１７号
富山市八幡539番地３
債務者　定塚　昭彦
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
富山市八幡539番地３
債務者　定塚　利香
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５７号
福井県鯖江市下司町第20号１番地６
債務者　坪田有紀彦
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
福井市渕３丁目1702番地、旧住所福井県鯖江市神明町３丁目８番９―15号
債務者　石川陽一郎
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
福井県坂井市丸岡町霞ヶ丘３丁目１番地霞ヶ丘団地７―201
債務者　稲葉ふさ江
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
福井県吉田郡永平寺町松岡上合月第５号89番地
債務者　酒井小百合
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
福井県小浜市小浜塩竈33番地、住民票上の住所福井県小浜市生守第10号28番地の14
債務者　井上　直美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３８９号
長野県松本市大字惣社558番地４
債務者　中嶋みつ子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３７号
長野県松本市笹部４丁目６番１号
債務者　市川　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３８号
長野県松本市清水１丁目２番13号　ソレイユ清水401
債務者　鹿島　正子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４８号
長野県松本市寿台３丁目11番Ｄ―17号　市営住宅
債務者　市ノ瀬和子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４５号
名古屋市昭和区松風町３丁目９番地　サンパティーク御器所301号
債務者　堀部　えり
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１２号
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地７―502号
債務者　三木とし子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所